

「御影堂に「見真」諡号額が掲げられている意味・意義について」 答弁 聞き書き

答弁者 木越参務

大師号と勅額、その意味することは、宗門の歴史性と社会性が現されているものである。そこに、真宗という「宗名」の問題や、両堂再建の大事業、また、近世から近代への激変期における国家と宗門との関係など、そうした歴史的・社会的存在としての宗門の姿がある。その歴史性と社会性を私どもが学び、どう受けとめていくかが大切な課題である。

こうした宗門の歴史の歩み、社会的存在の意味というものを学び、確かめ合うことが、「宗門近代史の検証」の取り組みである。その一環として、「見真額」に関する学習資料集『大師号と勅額』を編集発行し、共に学習していく場を開いていく呼びかけを行う。

「院号の差別性について」 答弁 聞き書き

答弁者 木越参務

「院号法名の存在が、法名そのものの意味を失わせるほどの意味をもつものである」との表現は、当時同和推進本部名において「差別法名の調査」に関する報告の中で言及され、『部落問題学習資料集』にも収録されている内容です。

このように表現された背景は、1983年に差別法名「釋尼梅陀」が発見され、「差別法名等に関する調査」を開始するにあたり、院号と寺格の歴史を学ぶ中において確認されたものです。

そもそも「院号」は、上皇や法王に付けられた。天皇を頂点とした身分制度のもと、本願寺において天皇家との結びつきが強くなる中で、法主によって付けられるようになった。

一方、「釋」を冠する法名は、釋尊在世の当時、その僧伽に入れば本姓を捨て「釋」を姓としたことが、『増一阿含經』などの經典にあらわれている。それは、釋尊の僧伽が、インドにおける、差別制度としてのカースト制度を否定していることを示している。「釋」を名告ることが、世俗の差別を超えるという意味をもつ。

このことから、天皇制に起因する「院号」の存在は、差別からの解放を意味する「法名」の意味を失わせるものであると言わざるをえない。

このような背景を抱えつつ、宗門における「院号」は、明治以前には教学に功績のあったご講師等に生前贈られたという経緯がある。現在の「院号」は両堂再建時に創設された「相続講制度」の賞典として、その後に始められたものである。

現在は「相続講制度」よって、宗門の募財制度の大部分を支えているという現実とあわせて、「法義相続・本廟護持」に基づく先達の願いは重く受けとめるべきであり、大切に考えなければならない。

しかし、そのことにおいて「院号」が持つ問題が解消されるということではなく、今後とも「院号」について、部落差別問題、靖国神社問題の視点から問われつつけている重要な課題として受けとめ、積極的な論議がなされ、深めていけることを願っている。

次に、昭和62年3月31日に提出された宗務審議会宗務検討特別委員会「答申」における院号法名・須弥壇収骨をはじめとして差別性に関する問題提起については、おおまか

な課題の指摘はされているが、審議内容を紐解いたところ、主に寺格・堂班制度に関する審議が中心であり、院号法名・須弥壇収骨等の差別性に関する具体的な問題提起に関しては読み取ることができませんでした。

宗務審議会宗務検討特別委員会「答申」で付言されている諸課題については、継承して取り組むために検討を進めていきたい。

「帰敬式実践運動について」 答弁 聞き書き

答弁者 三島参務

帰敬式実践運動は、「本派が行う全ての教化事業に通底する基本施策」と位置づけられており、各教区で行われる教化事業、研修会等をとおして、1人でも多く受式いただくよう奨励している。当初、帰敬式実践運動は、同朋会運動の実践課題として本山から展開されたが、現在では、各教区において策定された帰敬式実践運動推進計画の実施に対して助成等を行い、教区との連携を図っている。

また、各寺院での帰敬式受式奨励が重要であると考えており、現に寺院での帰敬式を執行されている事例を「同朋新聞5月号」において紹介した。昨年度より受式者が減少しているのご指摘だが、宗祖御遠忌お待ち受けの時期から、本山御遠忌を経て、教区、組、寺院と御遠忌が厳修され、一時受式者が増加したが、年間の受式者は各地での御遠忌厳修前と同様、毎年、確実に約1万人もの方々が仏弟子として誕生されている。そのこと自体“本派が行う全ての教化事業に通底”していることの証と受け止めている。

真宗教化センターの帰敬式実践運動との関わりは、2013年度に全教区で「教区教化事業の自己点検」を行い、教勢調査等のデータとクロス集計を行った。「帰敬式実践運動」も項目の一つに挙げている。

これによって、実績と成果を上げている教区の取り組みに焦点を当て、情報共有も図ってきた。今後もこのような特筆すべき情報発信を積極的に行っていく。

「宗務所各部門と真宗教化センター業務について」 答弁 聞き書き

答弁者 木越参務

ご指摘の足下、すなわち本廟部・大谷祖廟・出版部・研修部の各事業の実践についての発信ではありますが、当然のことながら、すべての業務を真宗教化センターを構成する三機関一部門が行うのではなく、各業務の連動性に係る調整や真宗本廟と別院・寺院・教会をつなぐパイプ役として情報発信することが真宗教化センターの役割の一つである。その総合協議の場が、新たに法制化しようとする「同朋会運動推進会議」である。

「真宗本廟の伝統と仏教の魅力を伝えていくことができるような参拝案内を実施する体制の整備」の具体的な内容としては、両堂を中心とした参拝案内の体制充実や外国人参拝者への対応、真宗本廟報恩講のご案内のあり方を見直す等を着実に行っていく。

「真宗教化センター発足にともなう高倉会館の事業廃止について」 答弁 聞き書き

答弁者 木越参務

高倉会館は、宗門において重要な役割を果たしてきた、大切な施設である。その仏法興隆の伝統を「しんらん交流館」が継承し、さらに展開をはかる。高倉会館は、設備面をみると、冷暖房の空調設備やトイレの不備、バリアフリーの課題など、不特定多数の方が間法施設として利用する適正も含めて、総合的に判断した。

これは単に、古いものが駄目で新しいものが良いというような、合理化ということではない。仏法を、より多くの方に、より聞きやすい場所で、広く聞いていただくための環境整備である。そういう趣旨です。そして、高倉会館の大切な伝統を引き継ぎ、「しんらん交流館」が、その名のとおり、親鸞聖人の教えに集う人々の御同朋としての交わりが創り出されていく場となっていくことを、強く願っている。ご理解をいただきたい。

「親鸞仏教センターについて」 答弁 聞き書き

答弁者 三島参務

施設取得後の改修、メンテナンスは、2015年度予算にて、1億9100万円の計上をしている。内訳は、施設改修が1億6000万円、施設改修設計仕様書作成・監理経費が1600万円、引越し・開所式が400万円等ですが、詳細については、新年度早々に宗務審議会「親鸞仏教センター施設改修工事に関する委員会」を設置して改修内容等を検討する。施設改修後のランニングコストは、改修の内容にもよるが、年間320万円前後、土地賃借料は、年額231万6000円です。

今回の建物に関は、鉄筋コンクリート造で、今後30年程度は使用可能であると考えている。その間、大規模な改修が必要の無いよう進めて行きたい。

親鸞仏教センターの設置場所は、従来から、丸の内などというビジネス街というより、本郷、御茶ノ水、神田駿河台に代表されるいわゆる文教地区の設置を考えていた。今回取得する施設は、その文教地区です。文教地区は、教育施設が多く、さまざまな研究者がいること、一帯には出版社や研究所、その他関連施設が多いという利点、交通の利便性も確保できることから選定した。

ですから、首都圏における学事施設、親鸞仏教センターと首都圏開教・教化の拠点としての施設に求められる役割や立地条件は異なると考えている。

現代の諸課題との関わり、大谷大学や諸機関との連携は、親鸞仏教センターの設立の願い、現代の諸課題に学びつつ、親鸞聖人の思想信念を現代人に向かって表現していくことにある。常に設立の願いを確認し、研究、交流、出版・広報のセンター三本柱の業務を行ってきた。設立当初から開催している「現代と親鸞の研究会」の開催、その内容を所収した研究誌『現代と親鸞』や、現代の課題に真摯に向き合っている方の執筆、情報誌「アンジャリ」の発刊等を通して積極的に取り組んで行きたい。

取得の手続きを進めている施設には、「大谷大学真宗総合研究所東京分室（仮称）」が入居予定となっている。それぞれの設立の願いが担保され、活性化につながることを必須条

件として、大谷大学や諸機関と共同で事業展開の展開、施設面の有効活用など、連携をとって行きたい。

親鸞仏教センターを検討する機関は、親鸞仏教センター条例に規定されている「センター会議」で協議していく。

「法規総覧のデータ化について」 答弁 聞き書き

答弁者 但馬参務

真宗大谷派法規総覧は、その「緒言」に述べられるとおり、宗務の便宜に供するため発刊され、広く宗門人に普及することを願っている。台本・追録ともに、購読料を原価と同等に設定し有償頒布している。

台本・追録形式の法規総覧の有償頒布は、法規普及の観点から一定の成果を挙げているが、更により多くの方々に、費用を負担すること無く法規を閲覧いただく方途として、宗派ホームページの寺院教会専用サイトでの法規総覧データ公開に向けた作業を進めている。

法規総覧データ公開に伴い、追録購読者数が減少し追録購読料が高騰することが予想されるため、現在の台本・追録形式についても検討すべき時期がきていると考えている。

ただし、追録の発行中止には、指摘のように様々な問題が生じる可能性があるため、まずは法規総覧データ公開を行い、その反応を確かめつつ、台本・追録形式について検討を進めて行きたいと考えている。